

第5 経理の状況

1. 中間連結財務諸表等（企業会計基準準拠）

1. 当行の中間連結財務諸表（企業会計基準準拠）は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。

前中間連結会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日至平成16年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間連結会計期間（自平成16年4月1日至平成16年9月30日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 前中間連結会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成16年4月1日至平成16年9月30日）の中間連結財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表の直前に掲げております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

日本政策投資銀行
総裁 小村 武 殿

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

片山英木

関与社員 公認会計士

井上雅彦

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間連結財務諸表等（企業会計基準準拠）」に掲げられている日本政策投資銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月17日

日本政策投資銀行
総裁 小村 武 殿

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
業務執行社員

片山英木

代表社員 公認会計士
業務執行社員

井上雅彦

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間連結財務諸表等（企業会計基準準拠）」に掲げられている日本政策投資銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



(1) 中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位: 百万円)

科 目	連結会計期間別	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貸 出 金 1,2,3,4,6		15,216,889	97.28	14,201,246	95.89	14,785,724	96.47
有 価 証 券 5		358,987	2.30	395,762	2.67	426,971	2.79
金 銭 の 信 託		1,964	0.01	3,325	0.02	4,893	0.03
買 現 先 勘 定		68,966	0.44	148,053	1.00	77,166	0.50
現 金 預 け 金		24,103	0.15	25,535	0.17	19,305	0.13
そ の 他 資 産 7		275,130	1.76	287,194	1.94	304,750	1.99
動 産 不 動 産 5,8		37,892	0.24	37,685	0.25	38,081	0.25
債 券 繰 延 資 産		2,182	0.01	2,606	0.02	2,249	0.01
支 払 承 諾 見 返		97,051	0.62	76,101	0.51	76,812	0.50
貸 倒 引 当 金		428,447	2.73	350,923	2.36	395,881	2.58
投 資 損 失 引 当 金		12,723	0.08	17,134	0.11	13,903	0.09
資 産 の 部 合 計		15,641,998	100.00	14,809,453	100.00	15,326,171	100.00

(負債 少数株主持分及び資本の部)

(金額単位: 百万円)

科 目	連結会計期間別	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
債 券		1,674,301	10.70	1,979,106	13.36	1,780,606	11.62
借 用 金		11,852,661	75.78	10,640,240	71.85	11,403,450	74.41
そ の 他 負 債		310,478	1.99	264,701	1.79	277,824	1.81
賞 与 引 当 金		1,981	0.01	1,872	0.01	1,659	0.01
退 職 給 付 引 当 金		33,006	0.21	31,803	0.22	32,172	0.21
支 払 承 諾		97,051	0.62	76,101	0.51	76,812	0.50
負 債 の 部 合 計		13,969,480	89.31	12,993,826	87.74	13,572,524	88.56
少 数 株 主 持 分		-	-	3,661	0.02	-	-
資 本 金		1,182,286	7.56	1,194,286	8.07	1,194,286	7.79
利 益 剰 余 金		489,770	3.13	612,272	4.13	540,403	3.53
その他有価証券評価差額金		461	0.00	5,406	0.04	18,956	0.12
資 本 の 部 合 計		1,672,517	10.69	1,811,965	12.24	1,753,646	11.44
負債 少数株主持分及び資本の 部合計		15,641,998	100.00	14,809,453	100.00	15,326,171	100.00

中間連結損益計算書

連結会計期間別 科目		前中間連結会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日		当中間連結会計期間 自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	
		金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益		241,060	100.00%	215,770	100.00%	488,837	100.00%
資 金 運 用 収 益		239,960		213,861		485,098	
(うち貸出金利息)		(238,818)		(212,990)		(483,195)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,131)		(866)		(1,890)	
役 務 取 引 等 収 益		932		647		2,757	
そ の 他 業 務 収 益		15		3		-	
そ の 他 経 常 収 益		152		1,258		981	
経 常 費 用		207,271	85.98%	181,549	84.14%	414,660	84.83%
資 金 調 達 費 用		186,834		158,421		373,924	
(うち債券利息)		(15,962)		(15,781)		(31,615)	
(うち債券発行差金償却)		(160)		(-)		(-)	
(うち借入金利息)		(164,539)		(135,988)		(329,073)	
役 務 取 引 等 費 用		12		28		21	
そ の 他 業 務 費 用		944		1,355		2,466	
営 業 経 常 費 用		13,654		13,415		26,765	
そ の 他 経 常 費 用 1		5,825		8,327		11,483	
経 常 利 益		33,789	14.02%	34,221	15.86%	74,177	15.17%
特 別 利 益 2		29,733	12.33%	37,565	17.41%	40,052	8.19%
特 別 損 失		169	0.07%	18	0.01%	242	0.05%
税金等調整前中間(当期)純利益		63,353	26.28%	71,768	33.26%	113,987	23.31%
法人税、住民税及び事業税		-	-	0	0.00%	0	0.00%
少 数 株 主 損 失		-	-	100	0.05%	-	-
中 間 (当 期) 純 利 益		63,353	26.28%	71,868	33.31%	113,987	23.31%

中間連結剰余金計算書

連結会計期間別 科目		前中間連結会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
		金 額	金 額	金 額
(利益剰余金の部)				
利 益 剰 余 金 期 首 残 高		426,416	540,403	426,416
利 益 剰 余 金 増 加 高		63,353	71,868	113,987
中 間 (当 期) 純 利 益		63,353	71,868	113,987
利益剰余金中間期末(期末)残高		489,770	612,272	540,403

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位：百万円)

科 目	連結会計期間別		
	前中間連結会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	63,353	71,768	113,987
減価償却費	480	452	969
連結調整勘定償却	-	596	-
貸倒引当金の増加額(は減少額)	29,481	36,427	37,787
投資損失引当金の増加額	1,485	3,351	2,665
賞与引当金の増加額	206	213	115
退職給付引当金の増加額	117	368	716
資金運用収益	239,960	213,861	485,098
資金調達費用	186,834	158,421	373,924
有価証券関係損益()	544	119	589
金銭の信託運用損益()	13	37	147
為替差損益()	1	1	1
動産不動産処分損益()	25	18	25
貸出金の純増()減	477,162	572,662	882,668
債券の純増減()	77,136	197,974	183,218
借入金の純増減()	811,362	763,209	1,260,573
買現先勘定の純増()減	123,914	70,886	115,713
資金運用による収入	235,104	209,840	474,911
資金調達による支出	184,732	155,457	387,216
その他	3,047	13,036	36,318
小計	96,186	12,033	59,299
法人税等の支払額	0	1	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,186	12,031	59,299
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	-	215,874	60,006
有価証券の償還による収入	80,000	229,800	90,000
金銭の信託の増加による支出	1	4,116	2,946
金銭の信託の減少による収入	-	5,721	-
動産不動産の取得による支出	36	62	893
動産不動産の売却による収入	552	15	679
投資活動によるキャッシュ・フロー	80,514	15,484	26,834
財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資金の受入れによる収入	-	-	12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	12,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	1	-
現金及び現金同等物の増加額	15,673	3,454	20,466
現金及び現金同等物の期首残高	39,718	19,251	39,718
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	297	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	24,044	23,003	19,251

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 1 社 DBJ 事業再生投資(株) (2) 非連結子会社 該当ありません。 (3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株)苫東、新むつ小川原(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。	(1) 連結子会社 2 社 DBJ 事業再生投資(株) 新規事業投資(株) (2) 非連結子会社 同 左 (3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 同 左 (子会社としなかった理由) 同 左	(1) 連結子会社 1 社 DBJ 事業再生投資(株) (2) 非連結子会社 同 左 (3) 他の会社等の議決権の 100 分の 50 超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 同 左 (子会社としなかった理由) 同 左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。 (5) 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、隠岐空港ターミナルビル(株)、小樽開発埠頭(株)、(株)オリオン、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)札幌エネルギー供給公社、(株)シグマシステム、新規事業投資(株)、(株)テクノ・シーウェイズ、道南地熱エネルギー(株)、東北地熱エネルギー(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、(株)日本コンベンションセンター、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由)	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左 (5) 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、隠岐空港ターミナルビル(株)、小樽開発埠頭(株)、(株)オリオン、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)さくら野百貨店、(株)札幌エネルギー供給公社、(株)テクノ・シーウェイズ、東北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、(株)日本コンベンションセンター、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由)	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左 (5) 他の会社等の議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、隠岐空港ターミナルビル(株)、小樽開発埠頭(株)、(株)オリオン、(株)加西北条都市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)けいはんな、(株)さくら野百貨店、(株)札幌エネルギー供給公社、新規事業投資(株)、(株)テクノ・シーウェイズ、道南地熱エネルギー(株)、東北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、日本海エル・エヌ・ジー(株)、(株)日本コンベンションセンター、函館山ロープウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、北海道トラックターミナル(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由)

	前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
	当行の主たる目的である資金供給業務の一環として出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先の支配を目的とするものではないためであります。	同 左	同 左
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9 月末日 1 社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9 月末日 2 社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3 月末日 1 社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22 年～50 年 動産：3 年～20 年	(3) 減価償却の方法 動産不動産 同 左	(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22 年～50 年 動産：3 年～20 年
	(4) 繰延資産の処理方法 債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	(4) 繰延資産の処理方法 同 左	(4) 繰延資産の処理方法 同 左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
	破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 77,151 百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 53,175 百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 55,184 百万円であります。
	(6) 投資損失引当金の計上基準	(6) 投資損失引当金の計上基準	(6) 投資損失引当金の計上基準
	時価のない株式に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	同 左	同 左

	前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には役員に対するものが含まれております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同 左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計期間に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には役員に対するものが含まれております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建の資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建の資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 当行のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同 左	(10) リース取引の処理方法 同 左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...債券及び借入金 b. ヘッジ手段...通貨スワップ ヘッジ対象...外貨建金銭 債権・外貨建債券 ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスク	(11) 重要なヘッジ会計の方法 同 左	(11) 重要なヘッジ会計の方法 同 左

	前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
	をヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。	同 左	同 左
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同 左	(12) 消費税等の会計処理 同 左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び債券の償還・利払いに係る財務代理人への信託金を除く預け金であります。	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、中央銀行への預け金及び流動性預け金であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間末より新たに保有することとなった定期性預け金については資金の範囲に含めないこととしております。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び債券の償還・利払いに係る財務代理人への信託金を除く預け金であります。

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日
	(連結損益計算書関係) 債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年内閣府令第 41 号) により、長期信用銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間からは「債券利息」に含めて表示しております。

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間末 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度末 平成 16 年 3 月 31 日
1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 48,244 百万円、延滞債権額は 310,326 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 3,038 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 184,754 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 546,364 百万円であります。 なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 122,606 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 384 百万円であります。 6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高	1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 17,929 百万円、延滞債権額は 242,797 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 270 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 199,191 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 460,189 百万円であります。 なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 120,643 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 407 百万円であります。 6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高	1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 23,705 百万円、延滞債権額は 271,472 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 270 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 193,210 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 4. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 488,658 百万円であります。 なお、上記 1. から 4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 5. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 121,693 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 386 百万円であります。 6. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高

前中間連結会計期間末 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間末 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度末 平成 16 年 3 月 31 日
は、183,347 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 126,090 百万円であります。 7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 189,011 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,736 百万円であります。 8. 動産不動産の減価償却累計額 18,853 百万円	は、125,802 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 116,153 百万円であります。 7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 179,749 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 4,674 百万円であります。 8. 動産不動産の減価償却累計額 19,470 百万円	は、90,985 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 49,517 百万円であります。 7. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 187,627 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,704 百万円であります。 8. 動産不動産の減価償却累計額 19,059 百万円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. その他の経常費用には、貸出金償却 2,449 百万円、株式等償却 544 百万円及び投資損失引当金繰入額 2,610 百万円を含んでおります。 2. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 29,481 百万円を含んでおります。	1. その他の経常費用には、貸出金償却 2,772 百万円、株式等償却 68 百万円及び投資損失引当金繰入額 3,434 百万円を含んでおります。 2. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 36,427 百万円を含んでおります。	1. その他の経常費用には、貸出金償却 3,836 百万円、貸出債権の売却に係る損失 2,070 百万円、株式等償却 589 百万円及び投資損失引当金繰入額 4,075 百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (単位：百万円) 平成 15 年 9 月 30 日現在 現金預け金勘定 24,103 <u>財務代理人への信託金 58</u> 現金及び現金同等物 24,044	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (単位：百万円) 平成 16 年 9 月 30 日現在 現金預け金勘定 25,535 定期性預け金等 2,500 <u>財務代理人への信託金 31</u> 現金及び現金同等物 23,303	現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位：百万円) 平成 16 年 3 月 31 日現在 現金預け金勘定 19,305 <u>財務代理人への信託金 53</u> 現金及び現金同等物 19,251

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間連結会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前連結会計年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額 取得価格相当額 動産 710 百万円 その他 139 百万円 合計 850 百万円 減価償却累計額相当額 動産 332 百万円 その他 61 百万円 合計 393 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 378 百万円 その他 78 百万円 合計 456 百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残 高相当額 1 年内 189 百万円 1 年超 272 百万円 合計 462 百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 123 百万円 減価償却費相当額 119 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各中 間連結会計期間への配分方法について は、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び中間連結会計期間 末残高相当額 取得価格相当額 動産 1,030 百万円 その他 218 百万円 合計 1,249 百万円 減価償却累計額相当額 動産 454 百万円 その他 74 百万円 合計 529 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 576 百万円 その他 143 百万円 合計 719 百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残 高相当額 1 年内 251 百万円 1 年超 469 百万円 合計 720 百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 143 百万円 減価償却費相当額 134 百万円 支払利息相当額 5 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各中 間連結会計期間への配分方法について は、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償 却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価格相当額 動産 761 百万円 その他 204 百万円 合計 965 百万円 減価償却累計額相当額 動産 367 百万円 その他 51 百万円 合計 418 百万円 年度末残高相当額 動産 393 百万円 その他 153 百万円 合計 547 百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1 年内 216 百万円 1 年超 335 百万円 合計 552 百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び 支払利息相当額 支払リース料 239 百万円 減価償却費相当額 231 百万円 支払利息相当額 7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各連 結会計年度への配分方法については、利 息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合計 - 百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合計 - 百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合計 - 百万円

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 15 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	60,995	895	1,006	111
その他	-	-	-	-	-
合計	60,100	60,995	895	1,006	111

(注) １．時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 15 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	-	-	-	-	-
債券	132,540	132,612	72	93	20
国債	122,540	122,606	65	86	20
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,006	6	6	-
その他	-	-	-	-	-
合計	132,540	133,612	72	93	20

(注) １．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成 15 年 9 月 30 日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	9,206
その他有価証券 非上場株式	156,768
非上場社債	180
その他	150

当中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 16 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	47,100	47,877	777	777	-
その他	-	-	-	-	-
合計	47,100	47,877	777	777	-

（注） １．時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 16 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	-	-	-	-	-
債券	166,357	166,647	290	295	4
国債	156,357	156,639	282	286	4
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,008	8	8	-
その他	-	-	-	-	-
合計	166,357	166,647	290	295	4

（注） １．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成 16 年 9 月 30 日現在)

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場社債	8,185
その他有価証券 非上場株式	173,575
非上場社債	104
その他	150

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成 16 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 16 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	60,100	61,018	918	938	19
その他	-	-	-	-	-
合計	60,100	61,018	918	938	19

（注） 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 16 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	-	-	-	-	-
債券	181,420	181,498	78	99	20
国債	171,420	171,488	67	88	20
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,010	10	10	-
その他	-	-	-	-	-
合計	181,420	181,498	78	99	20

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	235	-	16

6．時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成 16 年 3 月 31 日現在)

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場社債	9,070
その他有価証券 非上場株式	176,012
非上場社債	140
その他	150

7．保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 140 百万円の保有目的を発行体の信用リスク悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による影響はありません。

8．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

（平成 16 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 10 年以内 （百万円）	10 年超 （百万円）
債券	179,968	70,340	500	-
国債	161,317	10,171	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	18,651	60,169	500	-
その他	150	-	-	-
合計	180,118	70,340	500	-

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託（平成 15 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成 15 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金 銭の信託	1,986	1,964	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1．満期保有目的の金銭の信託（平成 16 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 16 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金 銭の信託	3,341	3,325	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成 16 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 16 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 16 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金 銭の信託	4,910	4,893	-	-	-

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成 15 年 9 月 30 日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	461
その他有価証券	461
その他の金銭の信託	-
（＋）繰延税金資産（又は（－）繰延税金負債）	-
（－）少数株主持分相当額	-
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	461

（注）その他有価証券評価差額金には、その他資産に計上している投資事業組合等に対する出資
持分の時価評価に係る評価差額 389 百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末

○ 其他有価証券評価差額金（平成 16 年 9 月 30 日現在）

中間連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	5,415
其他有価証券	5,415
その他の金銭の信託	-
（＋）繰延税金資産（又は（－）繰延税金負債）	-
（－）少数株主持分相当額	8
（＋）持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
其他有価証券評価差額金	5,406

（注）其他有価証券評価差額金には、其他資産に計上している投資事業組合等に対する出資持分の時価評価に係る評価差額 5,130 百万円が含まれております。

前連結会計年度末

○ 其他有価証券評価差額金（平成 16 年 3 月 31 日現在）

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	18,956
其他有価証券	18,956
その他の金銭の信託	-
（＋）繰延税金資産（又は（－）繰延税金負債）	-
其他有価証券評価差額金	18,956

（注）其他有価証券評価差額金には、其他資産に計上している投資事業組合等に対する出資持分の時価評価に係る評価差額 18,878 百万円が含まれております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間末

（１）金利関連取引（平成 15 年 9 月 30 日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち 1 年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	946,000	946,000	6,542	6,542
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	946,000	946,000	6,542	6,542

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	4,465,938	4,465,938	723	723
	その他	-	-	-	-
	合 計			723	723

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	1,604,000	1,604,000	8,318	8,318
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	1,604,000	1,604,000	8,318	8,318

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示
に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ その他	4,002,838 -	1,660,000 -	301 -	301 -
	合 計			301	301

(注) 1 . 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 . 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

前連結会計年度末

1 . 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段...金利スワップ
ヘッジ対象...債券及び借入金
- b. ヘッジ手段...通貨スワップ
ヘッジ対象...外貨建金銭債権・外貨建債券

ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を定期的に検証し、ヘッジの有効性を再評価しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。
 市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。
 信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	571,000	571,000	5,409	5,409
	受取変動・支払固定	571,000	571,000	1,130	1,130
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計	1,142,000	1,142,000	6,540	6,540

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・フォルト・スワップ				
	売建	2,129,857	2,129,857	456	456
	買建	2,113,457	2,113,457	51	51
	合 計			507	507

(注) 1 . 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 . 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3 . 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 前中間連結会計期間(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3. 前連結会計年度(自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) その他

該当事項はありません。

2．中間財務諸表等（企業会計基準準拠）

- 1．当行の中間財務諸表（企業会計基準準拠）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 13 号）に準拠しております。

前中間会計期間（自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間会計期間（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号）附則第 3 項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 2．前中間会計期間（自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日）及び当中間会計期間（自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日）の中間財務諸表は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

その中間監査報告書は中間財務諸表の直前に掲げております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

日本政策投資銀行
総裁 小村 武 殿

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

片山英木

関与社員 公認会計士

井上雅彦

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（企業会計基準準拠）」に掲げられている日本政策投資銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

115

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月17日

日本政策投資銀行
総裁 小村 武 殿

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
業務執行社員

片山英木

代表社員 公認会計士
業務執行社員

井上雅彦

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（企業会計基準準拠）」に掲げられている日本政策投資銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



(1) 中間財務諸表

中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貸 出 金 2,3,4,5,7	15,216,889	97.28	14,201,246	95.92	14,785,724	96.47
有 価 証 券 1,6	358,997	2.30	400,451	2.71	426,981	2.79
金 銭 の 信 託	1,964	0.01	3,325	0.02	4,893	0.03
買 現 先 勘 定	68,966	0.44	148,053	1.00	77,166	0.50
現 金 預 け 金	24,095	0.15	22,606	0.15	19,298	0.13
そ の 他 資 産 8	275,130	1.76	282,671	1.91	304,750	1.99
動 産 不 動 産 6,9	37,892	0.24	37,658	0.25	38,081	0.25
債 券 繰 延 資 産	2,182	0.01	2,606	0.02	2,249	0.01
支 払 承 諾 見 返	97,051	0.62	76,101	0.51	76,812	0.50
貸 倒 引 当 金	428,447	2.73	350,923	2.37	395,881	2.58
投 資 損 失 引 当 金	12,723	0.08	18,032	0.12	13,903	0.09
資 産 の 部 合 計	15,641,999	100.00	14,805,765	100.00	15,326,174	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
債 借 用 券 金	1,674,301	10.71	1,979,106	13.37	1,780,606	11.62
そ の 他 負 債 金	11,852,661	75.78	10,640,240	71.87	11,403,450	74.41
賞 与 引 当 金	310,477	1.98	264,663	1.79	277,826	1.81
退 職 給 付 引 当 金	1,981	0.01	1,872	0.01	1,659	0.01
支 払 承 諾	33,006	0.21	31,803	0.21	32,172	0.21
	97,051	0.62	76,101	0.51	76,812	0.50
負 債 の 部 合 計	13,969,479	89.31	12,993,788	87.76	13,572,527	88.56
資 本 金	1,182,286	7.56	1,194,286	8.07	1,194,286	7.79
利 益 剰 余 金	489,772	3.13	612,269	4.13	540,403	3.53
準 備 金 10	1,000,908		1,027,021		1,000,908	
中間(当期)未処理損失	511,135		414,751		460,504	
その他有価証券評価差額金	461	0.00	5,421	0.04	18,956	0.12
資 本 の 部 合 計	1,672,519	10.69	1,811,977	12.24	1,753,646	11.44
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	15,641,999	100.00	14,805,765	100.00	15,326,174	100.00

中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間 自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日		当中間会計期間 自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日		前事業年度の要約損益計算書 自 平成15年4月 1日 至 平成16年3月31日	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	241,060	100.00	215,474	100.00	488,837	100.00
資 金 運 用 収 益	239,960		213,856		485,098	
(うち貸出金利息)	(238,818)		(212,990)		(483,195)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,131)		(863)		(1,890)	
役 務 取 引 等 収 益	932		647		2,757	
そ の 他 業 務 収 益	15		3		-	
そ の 他 経 常 収 益	152		967		981	
経 常 費 用	207,270	85.98	181,155	84.07	414,661	84.83
資 金 調 達 費 用	186,834		158,421		373,924	
(うち債券利息)	(15,962)		(15,781)		(31,615)	
(うち債券発行差金償却)	(160)		(-)		(-)	
(うち借入金利息)	(164,539)		(135,998)		(329,073)	
役 務 取 引 等 費 用	12		28		21	
そ の 他 業 務 費 用	944		1,355		2,466	
営 業 経 費 1	13,652		13,281		26,766	
そ の 他 経 常 費 用 2	5,825		8,068		11,482	
経 常 利 益	33,790	14.02	34,318	15.93	74,176	15.17
特 別 利 益 3	29,733	12.33	37,565	17.43	40,052	8.19
特 別 損 失	169	0.07	18	0.01	242	0.05
中 間 (当 期) 純 利 益	63,354	26.28	71,865	33.35	113,986	23.31
前 期 繰 越 損 失	574,490		486,617		574,490	
中 間 (当 期) 未 処 理 損 失	511,135		414,751		460,504	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. 有価証券 の評価基準 及び評価方 法	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法（定額法）、子会社株式 については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のあ るものについては、中間決算日の市 場価格等に基づく時価法（売却原価 は主として移動平均法により算定）、 時価のないものについては、 移動平均法による原価法又は償却原 価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法により 処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法（定額法）、子会社株式 については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のあ るものについては、決算日の市場価 格等に基づく時価法（売却原価は主 として移動平均法により算定）、時 価のないものについては、移動平均 法による原価法又は償却原価法によ り行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法により 処理しております。
2. デリバテ ィブ取引の 評価基準及 び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価 法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産 の減価償却 の方法	動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし建物 （建物附属設備を除く。）について は定額法）を採用し、年間減価償 却費見積額を期間により按分し計上 しております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。 建物：22 年～50 年 動産：3 年～20 年	同 左	動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし建物 （建物附属設備を除く。）については 定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりで あります。 建物：22 年～50 年 動産：3 年～20 年
4. 繰延資産 の処理方法	(1) 債券発行差金は、償却期限まで の期間に対応して償却しております。 (2) 債券発行費は、発生した期に全 額費用として処理しております。	同 左	同 左
5. 引当金 の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上しており ます。 破産、特別清算、手形交換所にお ける取引停止処分等、法的・形式 的に経営破綻の事実が発生してい る債務者（以下「破綻先」という。） に対する債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者（以下「実 質破綻先」という。）に係る債権 については、以下のなお書きに記 載されている直接減額後の帳簿価 額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収が可能と認め られる額を控除し、その残額を引 き当てております。今後、経営破 綻に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者（以下「破綻懸念先」 という。）に対する債権のうち、債 権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的 に見積もることができない債権に ついては、債権額から担保の処	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上しており ます。 破産、特別清算等法的に経営破 綻の事実が発生している債務者 （以下「破綻先」という。）に係る 債権及びそれと同等の状況にある 債務者（以下「実質破綻先」とい う。）に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている直接 減額後の帳簿価額から、担保の処 分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額を 計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大きいと認 められる債務者（以下「破綻懸念 先」という。）に対する債権のうち 、債権の元本の回収及び利息の 受取りに係るキャッシュ・フロー を合理的に見積もることができな い債権については、債権額から担 保の処分可能見込額及び保証によ	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上しており ます。 破産、特別清算等法的に経営破綻 の事実が発生している債務者（以下 「破綻先」という。）に係る債権及び それと同等の状況にある債務者（以 下「実質破綻先」という。）に係る債 権については、以下のなお書きに記 載されている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、 その残額を計上しております。また 、現在は経営破綻の状況にないが、 今後経営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者（以下「破 綻懸念先」という。）に対する債権の うち、債権の元本の回収及び利息の 受取りに係るキャッシュ・フローを合 理的に見積もることができない債権 については、債権額から担保の処分 可能見込額及び保証による回収が可 能と認められる額を控除し、その残

	前中間会計期間 自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日	当中間会計期間 自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日	前事業年度 自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日
	分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 77,151 百万円であります。	る回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 53,175 百万円であります。	額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 55,184 百万円であります。
(2) 投資損失引当金 時価のない株式に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左	
(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。また賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。	(3) 賞与引当金 同 左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。また賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。	
(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。 数理計算上の差異：発生年度に	(4) 退職給付引当金 同 左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理	

	前中間会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
	おいて全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員 に対するものが含まれております。	同 左	また、退職給付引当金には、役員 に対するものが含まれております。
6. 外貨建て 資産及び負 債の本邦通 貨への換算 基準	外貨建の資産・負債については、 中間決算日の為替相場による円換算 額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債については、決 算日の為替相場による円換算額を付し ております。
7. リース取 引の処理方 法	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会計処理に よっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ 会計の方法	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しており ます。また、通貨スワップについ ては、為替変動リスクのヘッジに ついて振当処理の要件を充たして いるため、振当処理を採用しており ます。 ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...債券及び借入金 b. ヘッジ手段...通貨スワップ ヘッジ対象...外貨建金銭債権 ・外貨建債券 ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスク をヘッジするため、対象債権債務 の範囲内でヘッジを行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を定期的に検証 し、ヘッジの有効性を再評価して おります。	同 左	同 左
9. 消費税等 の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。	同 左	同 左

(表示方法の変更)

前中間会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日
———	(損益計算書関係) 債券発行差金の償却額は、従来、「債 券発行差金償却」として区分掲記して おりましたが、「長期信用銀行法施行規則 の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 内閣府令第 41 号)により、長期信用銀 行法施行規則別紙様式が改正されたこと に伴い、当中間会計期間からは「債券利 息」に含めて表示しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間末 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度末 平成 16 年 3 月 31 日
1. 子会社の株式総額 10 百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 48,244 百万円、延滞債権額は 310,326 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 3,038 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 184,754 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 546,364 百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 122,606 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 384 百万円であります。 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、183,347 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 126,090 百	1. 子会社の株式総額 7,610 百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 17,929 百万円、延滞債権額は 242,797 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 270 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 199,191 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 460,189 百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 120,643 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 385 百万円であります。 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、125,802 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 116,153 百	1. 子会社の株式総額 10 百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 23,705 百万円、延滞債権額は 271,472 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 270 百万円であります。 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 193,210 百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 488,658 百万円であります。 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 121,693 百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 386 百万円であります。 7. 貸付金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、90,985 百万円であります。このうち、1 年以内に融資予定のものは 49,517 百万

前中間会計期間末 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間末 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度末 平成 16 年 3 月 31 日
万円であります。 8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他の資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 189,011 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,736 百万円であります。 9. 動産不動産の減価償却累計額 18,853 百万円 10. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法（平成 11 年法律第 73 号）第 41 条第 1 項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。	万円であります。 8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他の資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 179,749 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 4,674 百万円であります。 9. 動産不動産の減価償却累計額 19,466 百万円 10. 同 左	円であります。 8. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 187,627 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 3,704 百万円であります。 9. 動産不動産の減価償却累計額 19,059 百万円 10. 同 左

（中間損益計算書関係）

前中間会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 動産・建物 479 百万円 その他 0 百万円 2. その他経常費用には、貸出金償却 2,449 百万円、株式等償却 544 百万円及び投資損失引当金繰入額 2,610 百万円を含んでおります。 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 29,481 百万円を含んでおります。	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 動産・建物 453 百万円 その他 0 百万円 2. その他経常費用には、貸出金償却 2,772 百万円、株式等償却 68 百万円及び投資損失引当金繰入額 4,144 百万円を含んでおります。 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 36,427 百万円を含んでおります。	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 動産・建物 968 百万円 その他 1 百万円 2. その他経常費用には、貸出金償却 3,836 百万円、株式等償却 589 百万円及び投資損失引当金繰入額 4,075 百万円を含んでおります。 3. 特別利益には、貸倒引当金戻入益 37,787 百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日	当中間会計期間 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前事業年度 自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 710 百万円 その他 139 百万円 合計 850 百万円 減価償却累計額相当額 動産 332 百万円 その他 61 百万円 合計 393 百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 378 百万円 その他 78 百万円 合計 456 百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 189 百万円 1 年超 272 百万円 合計 462 百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 123 百万円 減価償却費相当額 119 百万円 支払利息相当額 4 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,020 百万円 その他 216 百万円 合計 1,237 百万円 減価償却累計額相当額 動産 445 百万円 その他 73 百万円 合計 518 百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 575 百万円 その他 143 百万円 合計 718 百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 250 百万円 1 年超 469 百万円 合計 719 百万円 ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 142 百万円 減価償却費相当額 132 百万円 支払利息相当額 5 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 761 百万円 その他 204 百万円 合計 965 百万円 減価償却累計額相当額 動産 367 百万円 その他 51 百万円 合計 418 百万円 期末残高相当額 動産 393 百万円 その他 153 百万円 合計 547 百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 216 百万円 1 年超 335 百万円 合計 552 百万円 ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 239 百万円 減価償却費相当額 231 百万円 支払利息相当額 7 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合 計 - 百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合 計 - 百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年内 - 百万円 1 年超 - 百万円 合 計 - 百万円

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

1 . 前中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2 . 当中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

3 . 前事業年度末 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1 . 前中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

2 . 当中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

3 . 前事業年度 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) その他

該当事項はありません。